

このチェックシートは提出不要ですが、書類提出前に必ず御確認ください。

初回精密検査費用助成に係る申請書類チェックシート

- ・検査費用申請時に、提出いただくことが必要な書類は、以下のとおりです。
- ・必要な書類が不足している場合や記載に不備がある場合は、助成金をお振込みするまでに、通常よりも時間がかかります。改めて下記内容をチェックしていただき、請求書、添付書類等を御提出ください。

次の(1)～(6)の書類は、必ず提出していただく必要があります。(提出省略不可)

No.	チェック欄	提出書類・添付書類
(1)	<input type="checkbox"/>	<p><b>初回精密検査費用請求書</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・区市町村・都保健所が実施する肝炎ウイルス検査を受検された方 → 様式3-1</li> <li>・職域の肝炎ウイルス検査を受検された方 → 様式3-2</li> <li>・妊婦健診の肝炎ウイルス検査を受検された方 → 様式3-3</li> <li>・手術前の肝炎ウイルス検査を受検された方 → 様式3-4</li> </ul> <p>・様式は合っていますか。                  ・記入漏れはありませんか。                  ・申請者と振込口座名義が異なる場合、委任者と受任者欄の記入をしていますか。</p>
(2)	<input type="checkbox"/>	<p><b>医療機関の領収書(レシートやコピーは不可)</b></p> <p>・区市町村又は東京都保健所、職域、妊婦健診、手術前検査で実施した肝炎ウイルス検査で陽性と判定された後に、初めて医療機関で受けた精密検査の領収書ですか。                  ・1回分の検査費用の領収書ですか。(※一連の検査が複数の日にわたった場合、検査日の間隔が1か月の期間内のものであれば一連の検査とみなします。)</p>
(3)	<input type="checkbox"/>	<p><b>医療機関の診療明細書(レシートやコピーは不可)</b></p> <p>・上記医療機関の領収書と一緒に発行された診療明細書ですか。                  ・検査項目等が多い場合、診療明細書が複数枚発行されることがあります。その場合、複数枚すべて揃っていますか。</p>

※裏面に続く

(4)	<input type="checkbox"/>	<p><b>肝炎ウイルス検査の通知書のコピー</b></p> <p><b>【区市町村、都保健所又は職域が実施する肝炎ウイルス検査を受けた方】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・区市町村、東京都保健所又は職域が実施する肝炎ウイルス検査で陽性と判定された際の結果通知ですか。（初めて精密検査をした際の結果通知ではありません。）</li> <li>・区市町村、東京都保健所又は職域が実施する肝炎ウイルス検査で陽性と判定されてから1年以内の請求ですか。（1年を過ぎている場合は、請求できません。）</li> </ul> <p><b>【妊婦健診の肝炎ウイルス検査を受検された方】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・母子健康手帳の保護者氏名、検査日、検査結果が確認できるページのコピーの提出をお願いします。（初めて精密検査をした際の結果通知ではありません。）</li> <li>・妊婦健診の肝炎ウイルス検査で陽性と判定されてから1年以内の請求ですか。（陽性と判定されてから1年以内の請求を原則としますが、妊娠中の通院や出産後の育児等により、陽性と判定されてから1年以内に精密検査の受診及び請求が困難であった場合は、陽性と判定されてから4年以内であれば請求できるものとします。）</li> </ul> <p><b>【手術前の肝炎ウイルス検査を受検された方】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・手術前の肝炎ウイルス検査で陽性と判定された際の結果通知ですか。（初めて精密検査をした際の結果通知ではありません。）</li> <li>・手術前の肝炎ウイルス検査で陽性と判定されてから1年以内の請求ですか。（陽性と判定されてから1年以内の請求を原則としますが、手術後の長期入院等により、陽性と判定されてから1年以内に精密検査の受診及び請求が困難であった場合は、陽性と判定されてから2年以内であれば請求できるものとします。）</li> </ul>
(5)	<input type="checkbox"/>	<p><b>申請者の住民票の写し(コピーは不可)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・請求日前3か月以内に発行されたものですか。</li> </ul>
(6)	<input type="checkbox"/>	<p><b>(様式1) フォローアップ事業参加同意書</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・&lt;初回精密検査費用の助成を申請される方は、以下について御回答ください&gt;欄の記入をしていますか。</li> </ul>

次の(7)の書類は、職域のウイルス検査を受検した方のみ提出してください。

(区市町村、都保健所、妊婦健診又は手術前のウイルス検査を受検された方は提出不要です。)

No.	チェック欄	提出書類・添付書類
(7)	<input type="checkbox"/>	<p><b>(様式10) 職域検査受検証明書</b> (職域の肝炎ウイルス検査を受けた方で、保有している場合)</p>

次の(8)の書類は、手術前の肝炎ウイルス検査を受検された方のみ提出してください。

(区市町村、都保健所、職域又は妊婦健診のウイルス検査を受検された方は提出不要です。)

No.	チェック欄	提出書類・添付書類
(8)	<input type="checkbox"/>	<p><b>手術前の肝炎ウイルス検査後に受けた手術に係る手術料が算定されたことが確認できる診療明細書の写し</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・手術料を支払った際の領収書ではなく、<u>診療明細書</u>ですか。</li> </ul>

※ 医療機関によっては、診療明細書の発行に費用がかかる場合がありますが、その費用は助成対象外です。